

奥州市成年後見制度利用促進基本計画

【令和4年度～令和8年度】

令和4年1月
奥州市

は じ め に

奥州市において高齢化が進む中、少子化により総人口が減少しております。一方、世帯数は増加しており認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

当市ではこれまでの間、相談の実施、市町村申立てや申立て費用助成、権利擁護あんしんセンターの運営委託など成年後見制度の推進に取り組んでまいりました。

しかし、対象者の把握が十分とはいえず、また、後見人の成り手が不足するなど体制の整備も十分とはいえない状況であります。

このような課題の解消に向けて、金ケ崎町にご相談を申し上げたところ、成年後見制度の利用促進に関する新たな枠組みの整備について合意に至り、金ケ崎町と連携した計画の策定としたものであります。

成年後見制度利用促進基本計画は、県内の主な市町村等において策定されており、ようやく本圏域でも取り組みが開始され、成年後見制度の利用促進に大きな一歩となるものであります。

この後、奥州市及び金ケ崎町の両計画に基づく中核機関の整備についての基本協定の締結を行い、いよいよ新年度から地域連携ネットワーク及び中核機関を設置することとしております。

この制度が、本人らしい生活を守るための制度として利用できるようにするために、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制の構築が欠かせないことから、事業者、関係機関・団体のみならず市民、関係者の御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました奥州市及び金ケ崎町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員の皆様、御助言をいただきました盛岡家庭裁判所、そして御協力いただきました市民、関係機関・団体の皆様、に対しまして感謝を申し上げ、御挨拶といたします。

令和4年1月

奥州市長 小沢 昌 記

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 基本計画の策定の趣旨	1
第2節 基本計画の位置づけ	2
第3節 基本計画の期間	3
第4節 計画策定体制	4
第2章 現状と課題	5
第3章 計画の基本的な考え方	8
第1節 本計画における取組目標	8
第2節 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備の方針	9
第3節 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	13
第4章 助成制度	20
第5章 評価	21
資料編	
奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱	22
奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ運営要項	24
奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿	25
奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定ワーキンググループ名簿	26
奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定の経過	27
奥州市金ヶ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査	30
奥州市における日常生活自立支援事業及び成年後見制度の実施状況	49
奥州市における相談体制及びケース検討の取組	51
奥州市における成年後見制度利用支援及び権利擁護に係る例規	54
用語解説	55

第1章 計画の概要

第1節 基本計画の策定の趣旨

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものであります。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することでもあります。

しかし、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が求められます。

そこで、今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念に立ち返り、その運用の在り方について明らかにした基本計画を策定しようとするものであります。

第2節 基本計画の位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられております。

また、促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本計画は、権利擁護を必要とする人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とし、中核機関の整備・運営の方針、チーム・協議会の具体化の方針及び助成制度の在り方についての具体的な施策等の方針を明らかにしようとするものであります。

本計画の策定に当たっては、奥州市総合計画及び福祉分野の上位計画である奥州市地域福祉計画の下、奥州市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、奥州市障がい者計画との整合性を図ったものとなっております。

また、SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で2016年から2030年までの15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。本計画の取組目標の基本的な考え方「認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ための取組は、SDGsの17の目標（ゴール）のうち「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」の2つのゴールが関連します。市でもSDGsに資する取組を市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」が令和3年11月に作成されていることから、本計画においてもSDGsのアイコンとともに関連する奥州市版SDGsのアイコンも表示しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

Oshu  SDGs



第3節 基本計画の期間

成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は、5年とします。

国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

今般、基本計画に係るKPI（重要業績評価指標）が「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定）に盛り込まれました。

具体的には、KPIとして、基本計画の最終年度である令和3年度末までに

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村
 - ・市町村成年後見制度利用促進基本計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- などと設定されました。

第4節 計画策定体制

岩手県における成年後見制度の利用促進の取組は、広域の連携による取組が進められおり、奥州市及び金ケ崎町においては、市・町を一つの圏域とした話し合いを行ってまいりました。

その結果、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る地域の体制整備の方針については、奥州市及び金ケ崎町を範囲とする広域的な体制整備を進めることとしました。

しかし、中核機関広域で設置する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定することとされております。

そこで、それぞれの市町村計画は、基本方針、施策の目標、体制整備の方針、地域連携ネットワーク等の具体的機能等など基本的な事項を共通の内容とし、策定委員会の委員を共通にするなど、奥州市と金ケ崎町が連携し、両計画の策定を一体的に取り組むこととしました。

令和3年1月20日に福祉関係者及び司法関係者を委員とする奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会及び金ケ崎町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置し、全6回にわたる審議を行い、計画を策定しました。策定に当たっては、令和3年2月には奥州市金ケ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査を実施し、現状と課題の把握に努め、令和3年12月にはパブリック・コメントを実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

第2章 現状と課題

1 現状

奥州市における人口、世帯、障がい者、高齢者、要支援者・要介護者、生活保護被保護者の状況は、次の①～⑤のとおりであります。

①人口及び世帯

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	118,166	116,742	115,365	114,019人
世帯数	45,017	45,323	45,625	45,961世帯

②障がい者

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(身体)身体障害者手帳所有者数	5,130	5,191	5,023	4,455人
(知的)療育手帳所有者数	1,163	1,182	1,190	1,201人
(精神)精神障害者保健福祉手帳所有者数	839	873	963	963人

③高齢者及び要支援・要介護者

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者数	39,440	39,712	39,951	40,129人
高齢化率	33.38%	34.02%	34.63%	35.20%
要支援・要介護者数（第1号被保険者）	7,512	7,527	7,655	7,630人
うち認知症高齢者数（Ⅱa以上）	4,910	4,824	4,867	5,012人

④高齢者虐待

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養護者による虐待通報件数	27	15	21	17件
うち虐待と認定した件数	6	6	2	1件
養介護施設従事者等による虐待通報件数	1	4	3	1件
うち虐待と認定した件数	1	2	1	1件

⑤生活保護被保護者

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保護世帯数	791	820	837	845世帯
被保護者数	1,023	1,046	1,074	1,077人

2 課題

奥州市及び金ケ崎町において把握している主な課題は、次のとおりであります。

○ 高齢者人口の増加に伴う権利擁護支援需要の増加

高齢者人口の増加に伴う独居高齢者や認知症高齢者の増加に加え、単身化・核家族化の進展など家族形態の変化により家族の支援が受けられず、判断能力が低下した際の入院や介護サービス・施設入所にかかる契約等、必要な医療・介護サービスの利用に支障をきたすケースが増えており、今後も成年後見制度の需要増大が見込まれる。

また、複雑な課題を抱えたケースの成年後見制度利用を検討する際には、日常生活自立支援事業や他制度の活用を含め、制度利用が適当かどうかの判断に苦慮するケースもある。

○ 障がい者への支援が届かなくなる将来の問題

障がい者本人や親・親族等支援者の高齢化に伴い、親等が健在のうちに成年後見制度の申し立てを行うケースはまだ少なく、将来的に身近な親族からの支援を継続して受けることができなくなる可能性のあるケースについて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を検討する必要があるが、制度利用に繋がらない場合が多い。

精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者は増加傾向にあるものの、成年後見制度などの利用を検討すべき障がい者の把握は難しい。

○ 実態把握と普及啓発の不足

普及啓発は十分といえず、成年後見制度の利用者数等だけでは見えない被成年後見人等や親族後見人の状況について、実態が十分に把握できていない部分がある。

また、潜在的なニーズについても把握できていない。

○ 連携が必要な相談受付機関との役割分担

現在、成年後見制度の相談や申し立て支援は権利擁護あんしんセンターや地域包括支援センター、相談支援事業所が行っているが、高齢の障がい者の相談等、窓口間での役割分担が曖昧である。

一方で、介護支援専門員、相談支援専門員などの支援者に対する制度の周知不足があり、また、後見人等を含め、本人に関わる支援者が適切な意志決定支援を行うためのバックアップ体制が十分とは言えない。

○ 低所得者が利用しづらい権利擁護支援

低所得世帯、資産が少ない対象者が成年後見制度を利用する際に、費用負担が問

題となり、利用を控える場合がある。同様に、生活保護被保護者が成年後見制度を利用する場合、申し立て費用や後見人報酬を生活保護費の中から支出することが困難である。成年後見制度利用支援に係る助成制度があるものの市町村長申立ての場合に限られており、助成制度について検討が必要である。

また、成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の委員から意見の聴取を行うとともに、事業所に対しニーズ調査を実施した結果、次のとおり共通する課題が見られました。

把握した課題については、優先して整備すべき機能等の検討を行いながら、課題の解消に向けて取り組むこととします。

第1に、制度を普及啓発するため、まずは制度の周知を図ること、研修会を開催することなどを優先的に進める必要があります。

第2に、成年後見制度の利用が必要な人が速やかに成年後見制度を利用できるようにするため、相談窓口を充実する必要があります。

第3に、現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任されており、今後も親族による選任が見込めない場合は第三者を中心に選任されることとなるが、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでは不足するため市民後見人等の新たな受け皿を充実する必要があります。

第4に、親族後見人、市民後見人等に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び中核機関を整備する必要があります。

第5に、経費負担ができない場合もあることから、助成制度を充実する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 本計画における取組目標について

1 基本的な考え方

本計画は、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すものです。

2 基本方針

成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念に立ち返り、また、身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるよう、次の7つの場面毎に地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくこととします。

場面1	制度の広報・周知	場面5	後見等申立て
場面2	相談・発見	場面6	後見等開始後の継続的な支援
場面3	情報集約	場面7	後見等の不正防止
場面4	地域体制整備		

3 今後の施策の目標

成年後見制度の利用促進を図るため、次のとおり基本目標を設定します。

- ① 制度を普及啓発するため、まずは制度の周知を図ること、研修会を開催することなどを優先的に進めます。
- ② 成年後見制度の利用が必要な人が速やかに成年後見制度を利用できるようにするため、相談窓口を充実します。
- ③ 現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任されており、今後も親族による選任が見込めない場合は第三者を中心に選任され、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでは不足するため市民後見人等の新たな受け皿を充実します。
- ④ 親族後見人、市民後見人等に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから、見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び中核機関を整備します。
- ⑤ 経費負担ができない場合もあることから、助成制度を充実します。

第2節 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備の方針

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

1 地域連携ネットワークの三つの役割

地域において、次の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組みを構築する必要があります。

(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

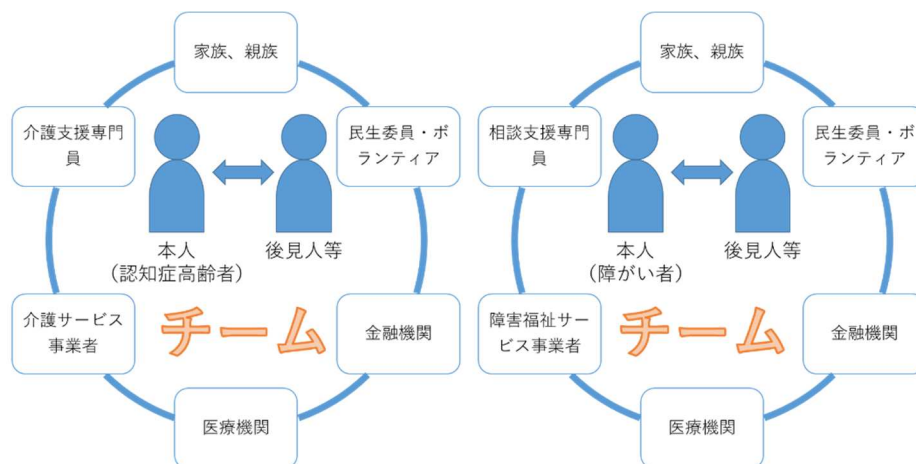
成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

2 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、チーム及び協議会を構築します。

(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。



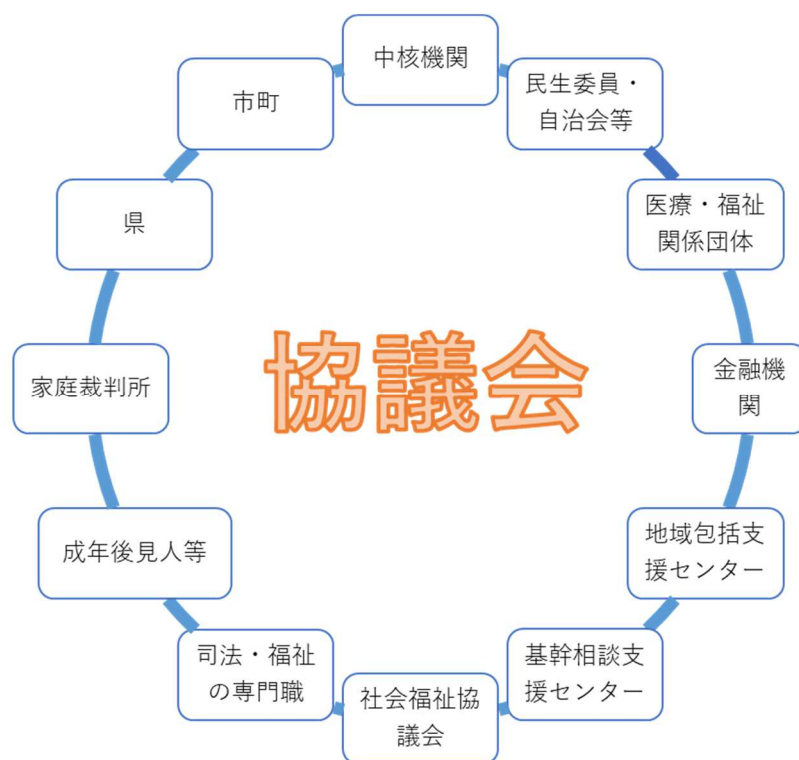
(2) 地域における協力・連携強化のための「協議会」の設置

地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

協議会の構成は、次の団体等により構成されるものとします。

区分	団体等
地域の関係者	民生委員、自治会等 医療・福祉関係団体 金融機関
地域包括支援センター	奥州市地域包括支援センター 金ケ崎町地域包括支援センター
基幹相談支援センター	奥州市基幹相談支援センター 金ケ崎町障がい者基幹相談支援センター
社会福祉協議会	奥州市社会福祉協議会 金ケ崎町社会福祉協議会
司法・福祉の専門職	岩手弁護士会 岩手県司法書士会

	一般社団法人岩手県社会福祉士会
成年後見人等	岩手県行政書士会 岩手県社会保険労務士会 東北税理士会
家庭裁判所	盛岡家庭裁判所（水沢支部）
県・市町	県南広域振興局 奥州市 金ヶ崎町
中核機関	中核機関



3 中核機関の設置・運営

(1) 設置の区域

中核機関の設置の区域は、奥州市及び金ケ崎町にまたがる区域とします。

(2) 設置の主体

中核機関の設置の主体は、奥州市及び金ケ崎町とします。

(3) 運営の主体

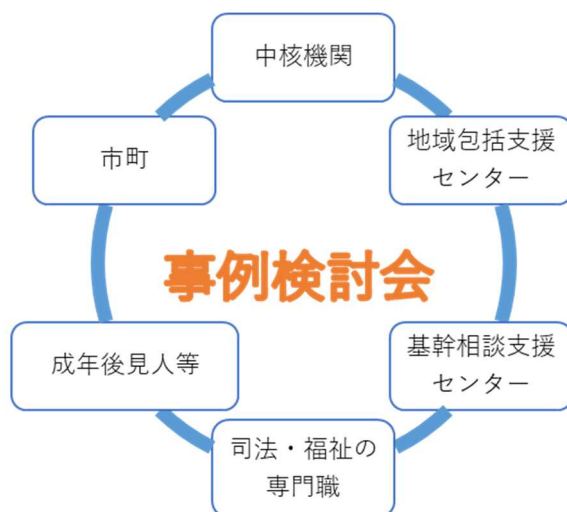
中核機関の運営は、奥州市及び金ケ崎町からの委託により行うこととし、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に共同委託することとします。

委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を奥州市及び金ケ崎町が適切に選定するものとします。

(4) 設置・運営に向けた関係機関の協力

協議会の構成員となる関係者のうち、特に、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体は、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の円滑な業務運営等に積極的に協力することを期待します。

特に、中核機関が進行管理する3つの検討・専門的判断（17頁・18頁参照）に関しては、協議会の構成員の中で事例への助言ができる人、後見を受任する人、事例に関係している人等が集まって、定期的に提出された事例を検討し、受任調整や後見事務への助言を行うため、事例検討会を設置し、定期的な開催のほか随時開催します。



第3節 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

1 地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能及び1つの効果

地域連携ネットワーク及び中核機関については、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、「不正防止効果」にも配慮します。

(1) 広報機能

制度を普及啓発するため、まずは制度の周知を図ること、研修会を開催することなどを優先的に進めます。

【主な取組】

- ・制度についてのパンフレットの作成・配布
- ・研修会やセミナーの開催・周知

(2) 相談機能

権利擁護あんしんセンターに集中している相談を地域連携ネットワーク全体で受け付けることで、成年後見制度の利用が必要な人が速やかに成年後見制度を利用できるよう相談窓口を充実します。

【主な取組】

- ・多様な相談者への対応
- ・情報の集約
- ・後見等ニーズの精査
- ・必要な見守りの体制

(3) 成年後見制度利用促進機能

現在、成年後見人等の選任は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選任されおり、今後も親族による選任が見込めない場合は第三者を中心に選任され、弁護士、司法書士、社会福祉士だけでは不足するため、市民後見人等の新たな受け皿を充実します。

経費負担ができない場合もあることから、助成制度を充実します。

ア 受任者調整（マッチング）等の支援

(7) 親族後見人候補者の支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

(イ) 市民後見人候補者等の支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

(ウ) 受任者調整（マッチング）等

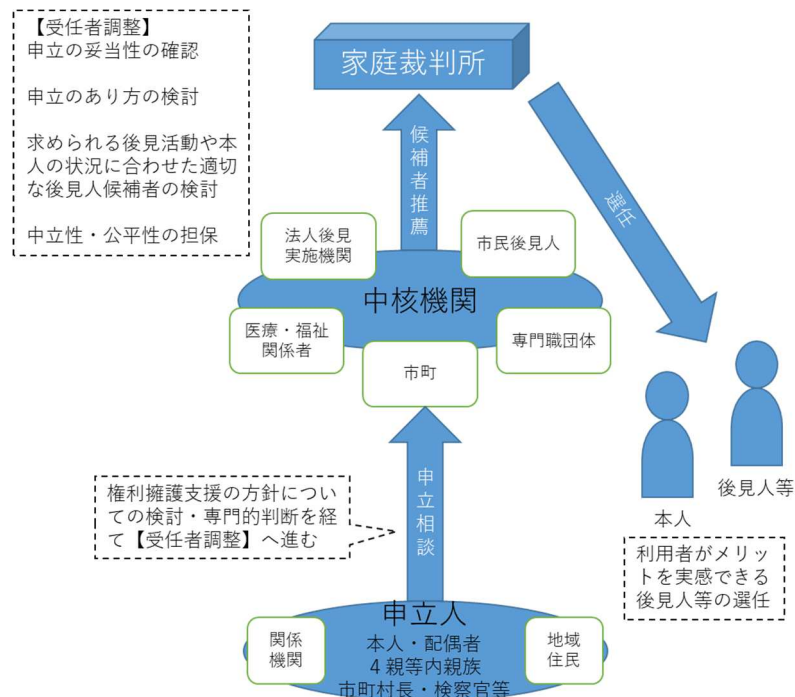
弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるよう努めることとします。

中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備するよう努めることとします。

家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

(エ) 家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることとします。



イ 担い手の育成・活動の促進

(ア) 市民後見人の研修・育成・活用

市民後見人の育成については、地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むよう取り組みます。

さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねるなどの取組を行います。

(イ) 法人後見の担い手の育成・活動支援

後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となります。

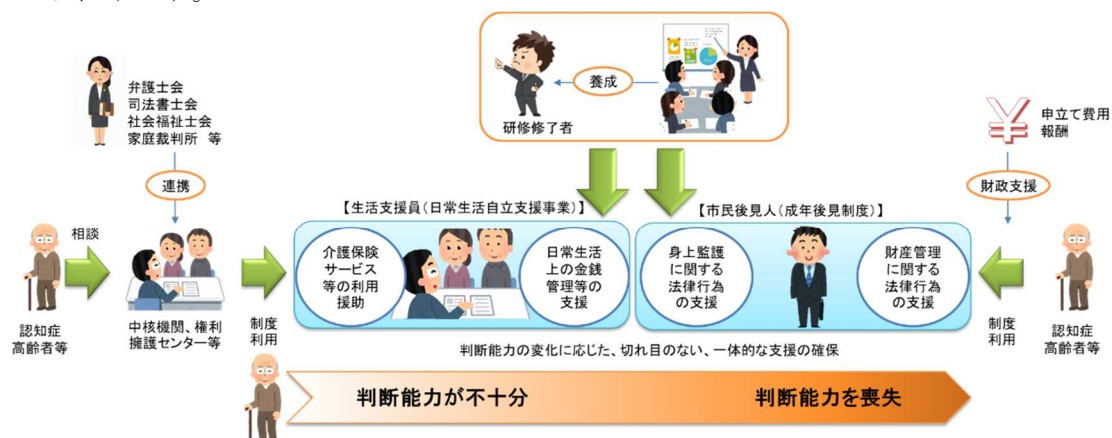
担い手の候補としては、社会福祉法人や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとします。

ウ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化され、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等を進めます。

成年後見制度の利用が必要である高齢者・障がい者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう取り組みます。



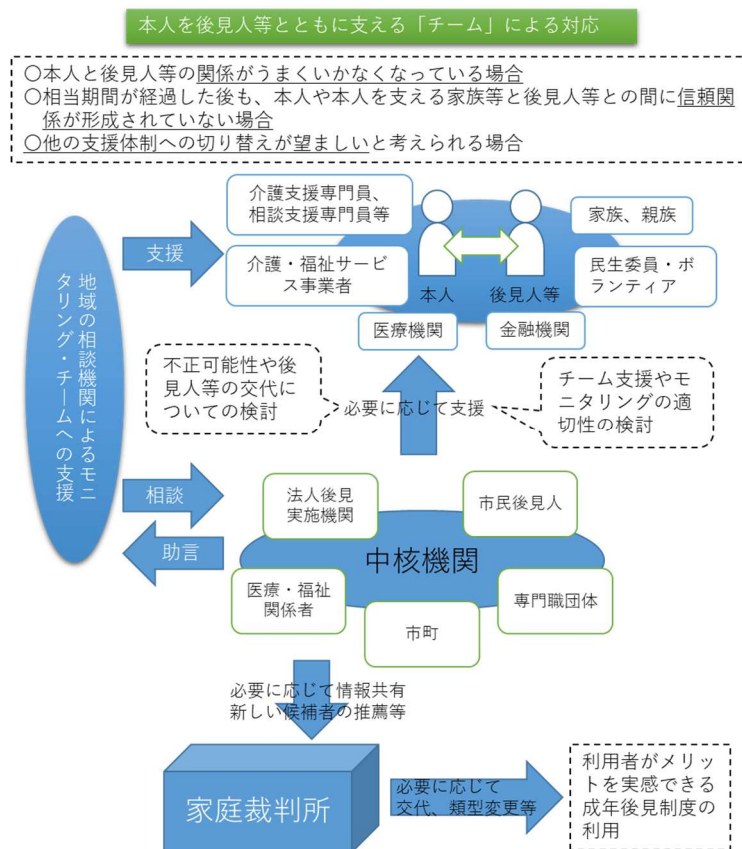
(4) 後見人支援機能

親族後見人、市民後見人等に対する後見開始後における相談窓口やバックアップが必要であることから、見守り体制の強化など地域連携ネットワーク及び中核機関による対

応を行います。

【主な取組】

- ・ 日常的な相談に応じる体制の整備
- ・ 意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援
- ・ チームに加わる関係者や家庭裁判所との連携



(5) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところであり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することにより、不正の発生の未然防止に役立たせます。

2 中核機関の3つの役割（機能）

中核機関に求められる役割として、「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」の3つの機能を位置付けます。

(1) 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

(2) 事務局機能

地域における「協議会」を運営します。

(3) 進行管理機能

地域において次の3つの「検討・専門的判断」を担保します。

- ・権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
- ・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ・モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

3 検討・専門的判断を行う事例検討会

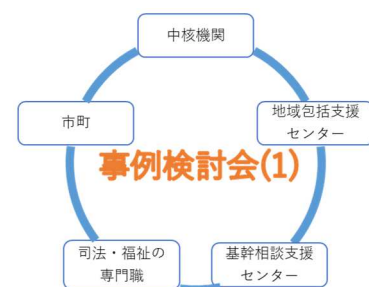
中核機関が進行管理する3つの「検討・専門的判断」については、事例検討会により実施するものとします。

事例検討会は、広域を範囲とした関係者により構成することとしますが、必要に応じて、障害・高齢等の複数の会議体に分けること、または日常生活圏域又は自治体圏域の範囲の関係者による会議体とすることなど柔軟に開催できることとします。

(1) 「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」に係る事例検討会

主に地域の相談支援機関及び司法・福祉の専門職により、次の事項を検討します。

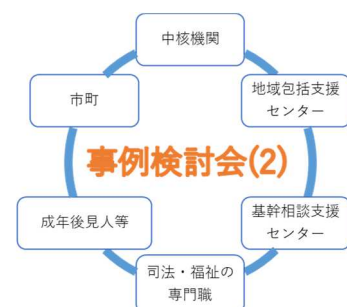
- ・権利擁護に関する支援の必要性の検討
- ・適切な支援内容の検討



(2) 「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」に係る事例検討会

主に地域の相談支援機関、司法・福祉の専門職及び成年後見人等により、次の事項を検討します。

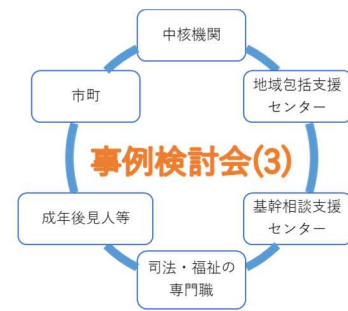
- ・支援内容や適切な候補者などの検討
- ・候補者選任後のチームについての検討
- ・申立に当たっての準備・役割分担



(3) 「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」に係る事例検討会

主に地域の相談支援機関、司法・福祉の専門職及び成年後見人等により、次の事項を検討します。

- ・チームへの支援内容やモニタリングの適切性についての検討
- ・不正の発覚や後見人の交代などの検討の必要性が生じた場合の検討
- ・本人、後見人等からの聞き取り



4 優先して整備すべき機能及び役割について

地域連携ネットワーク及び中核機関に係る4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）、そして中核機関に求められる3つの役割（司令塔機能、事務局機能、進行管理機能）については、段階的・計画的に整備されることが求められております。

全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、「広報機能」や「相談機能」の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備を優先させます。

機能及び役割		具体的な取組	時期
地域連携ネットワーク及び中核機関の「機能」	広報機能	・制度についてのパンフレットの作成・配布 ・研修会やセミナーの開催・周知	前期
	相談機能	・多様な相談者への対応 ・情報の集約 ・後見等ニーズの精査 ・必要な見守りの体制	前期
	成年後見制度利用促進機能	・親族後見人が受任できるための支援 ・市民後見人候補者等の支援 ・専門職後見人候補者の推薦 ・市民後見人の受任調整 ・家庭裁判所との連携 ・市民後見人の研修・育成・活用 ・法人後見の担い手の育成・活動支援 ・関係制度からのスムーズな移行	前期
	後見人支援機能	・日常的な相談に応じる体制の整備 ・意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援 ・チームに加わる関係者や家庭裁判所との連携	中期

中核機関の「役割」	司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。	中期
	事務局機能	地域における協議会の運営	前期
	進行管理機能	・権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 ・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ・モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	中期

第4章 助成制度

1 国の考え方

国の会議資料によりますと、成年後見制度利用支援事業の利用にあたっては、介護保険法による地域支援事業及び障害者総合支援法による地域生活支援事業において、

- ① 助成対象の要件を市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ② 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ③ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象であることが明らかにされていることを踏まえた取扱いとすること

との考え方が示されております。

2 助成制度の見直し

全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、助成制度（本人申立て、親族申立て等に対する費用、報酬の助成）の検討及び実施に向けて取り組むこととします。

なお、この見直しについては、奥州市及び金ケ崎町での実施時期を一致することとします。

第5章 評価

地域連携ネットワーク及び中核機関の機能、そして中核機関に求められる役割については、段階的・計画的に整備されることが求められます。

そのため、協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有するとともに、計画を実行したことの実績・成果についても報告し、段階的・計画的な整備の進捗の評価を行うこととします。

また、必要に応じて中間見直しを行うこととし、計画期間の最終年度においては、課題を整理し、実績・成果として「できていること」「強み」を活かし、計画の見直しを行うこととします。

資料編

奥州市告示第295号

奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年12月3日

奥州市長 小沢 昌記

奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を円滑に策定するため、奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 岩手弁護士会から推薦を受けた者
- (2) 岩手県司法書士会から推薦を受けた者
- (3) 岩手県社会福祉士会から推薦を受けた者
- (4) 岩手県行政書士会から推薦を受けた者
- (5) 市内の権利擁護機関の職員
- (6) 県南広域振興局保健福祉環境部の職員
- (7) 奥州市基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第3項の規定により市長が同条第1項の事業及び業務の実施を委託した者が設置する基幹相談支援センターをいう。）の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委員の委嘱の日から基本計画の策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 基本計画の策定に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、市の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する者をもって構成する。

- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ運営要項
(令和2年12月25日付け奥州市長決裁)

第1 趣旨

この要項は、奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱（令和2年奥州市告示第295号）第6条第1項の規定に基づき設置するワーキンググループについて、同条第3項の規定に基づきワーキンググループの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関する事項
- (2) 成年後見等実施機関の設立に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のための合議制の機関の設立に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策の検討に関し必要と認める事項

第3 組織

ワーキンググループは、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命した者をもって組織する。

- (1) 奥州市社会福祉協議会の職員
- (2) 福祉部福祉課の職員
- (3) 福祉部長寿社会課の職員
- (4) 奥州市地域包括支援センターの職員
- (5) その他市長が必要と認める者

第4 任期

ワーキンググループの任期は、委嘱日から基本計画の策定の日までとする。ただし、再任を妨げない。

第5 庶務

ワーキンググループの庶務は、福祉部福祉課において処理する。

奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿

任期 令和3年1月20日から基本計画の策定の日まで

委員区分（要綱第3条）	所属	勤務先又は役職	氏名
(1) 岩手弁護士会から推薦を受けた者	岩手弁護士会	弁護士法人岩手 銀河法律事務所	◎熊 澤 麻衣子
(2) 岩手県司法書士会から推薦を受けた者	岩手県司法書士会	令和3年3月31日まで 司法書士いわて 法務事務所	天 野 直 樹
		令和3年4月1日から 油井康・阿部弘 司法書士合同事務所	阿 部 弘
(3) 岩手県社会福祉士会から推薦を受けた者	一般社団法人岩手県 社会福祉士会	会員	栗 野 伸 子
(4) 岩手県行政書士会から推薦を受けた者	岩手県行政書士会	広野善弘行政書 士事務所	広 野 善 弘
(5) 市内の権利擁護機関の職員	社会福祉法人奥州市 社会福祉協議会	事務局長	○長谷川 伸
(6) 県南広域振興局保健福祉環境部の職員	県南広域振興局保健 福祉環境部	令和3年3月31日まで 特命参事兼保健 福祉室長	昆 秀 博
		令和3年4月1日から 保健福祉室長	佐々木 千恵美
(7) 奥州市基幹相談支援センターの職員	奥州市基幹相談支援 センター	所長	佐々木 利 昌

◎委員長 ○副委員長

○ オブザーバー

盛岡家庭裁判所

訟廷管理官

泉 龍 也

盛岡家庭裁判所水沢支部

庶務課長

神 山 誠

奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定ワーキンググループ名簿

任期 令和3年1月20日から基本計画の策定の日まで

所属	職名	氏名
令和3年3月31日まで 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会地域福祉課	課長補佐	但 木 寿 也
令和3年4月1日から 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会生活応援課	課長	高 橋 研
令和3年3月31日まで 奥州市福祉部福祉課	課長補佐	千 田 健 悦
令和3年4月1日から 奥州市福祉部福祉課	課長補佐	阿 部 伸 幸
奥州市福祉部福祉課	地域福祉係長	渡 邊 仁
奥州市福祉部福祉課	障がい者支援係長	千 田 史
奥州市福祉部福祉課	保護第二係長	遠 藤 聖 士
奥州市福祉部長寿社会課	上席主任	高 橋 康 明
奥州市地域包括支援センター	主任社会福祉士	松 戸 智 美

奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定の経過

令和2年10月29日	第1回基本計画策定準備グループ会議	計画策定委員会の設置に向けた作業の開始
11月11日	第2回基本計画策定準備グループ会議	計画策定委員会の委員構成及び所掌事項について
11月26日	計画策定委員会の委員の推薦依頼	
12月3日	奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱の制定	
12月23日	第3回基本計画策定準備グループ会議	第1回計画策定委員会の開催に向けた準備
12月28日	金ケ崎町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱の制定	
令和3年1月12日	第4回基本計画策定準備グループ会議	第1回計画策定委員会の資料の確認
1月20日	計画策定委員会の委員の委嘱 第1回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	委員長及び副委員長の互選について 成年後見制度利用促進基本計画策定の概要について 現状と課題について
2月5日	第1回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ	第1回計画策定委員会の指摘事項に対する対応について
2月10日	委員に対する現状と課題の調査を実施	奥州市及び金ケ崎町における成年後見制度に係る現状と課題の把握について（照会）
2月12日	介護保険事業者、障害福祉サービス等事業者及び医療機関に対する成年後見に関するニーズ調査を実施	奥州市金ケ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査の実施について（依頼）
3月17日	第2回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ	調査結果の取りまとめについて
3月26日	第2回成年後見制度利用促進基本計画	現状と課題について

	策定委員会	
4月1日	計画策定委員会の委員の委嘱替え	
4月19日	第3回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ	第3回計画策定委員会の資料の作成
5月13日	第4回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ	第3回計画策定委員会の資料の確認
5月24日	第3回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	本計画における取組目標 地域連携ネットワーク及び中核機関についての体制整備の方針について 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等について
5月28日	第152回市町村職員セミナーに参加	「成年後見制度利用促進における体制整備の実践～中核機関の整備パターンと具体的実践報告を通じて～」
6月29日	第5回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ	第4回計画策定委員会の資料の確認
7月13日	第6回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ワーキンググループ	第4回計画策定委員会の資料の確認
7月27日	第4回成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	本計画における取組目標について 地域連携ネットワーク及び中核機関についての体制整備の方針について 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等について 助成制度について
8月3日	令和3年度岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議を傍聴	国の方針と全国及び本県の取組状況について 県内各市町村の取組状況について

		日常生活自立支援事業 と成年後見制度利用支援 について 岩手県の課題と取組に ついて
8月18日	第7回成年後見制度利用促進基本計画 策定委員会ワーキンググループ	第4回奥州市成年後見 制度利用促進基本計画策 定委員会が出された意見 等について 評価について 計画策定等スケジュール の見直しについて
11月8日	成年後見制度利用促進フォーラムに参加	
11月15日	第8回成年後見制度利用促進基本計画 策定委員会ワーキンググループ	第5回奥州市成年後見 制度利用促進基本計画策 定委員会の資料について
11月26日	第5回成年後見制度利用促進基本計画 策定委員会	評価について 計画の素案について パブリック・コメント の実施について
12月6日	奥州市議会全員協議会への説明	奥州市成年後見制度利 用促進基本計画の策定及 び中核機関等の整備につ いて
12月8日	パブリック・コメントを実施	令和4年1月14日まで
12月22日	「成年後見制度利用促進法における中 核機関の役割と実務研修」（主催 全 国権利擁護支援ネットワーク）に参加	権利擁護支援の基本 中核機関の役割 権利擁護支援の実際の 取組とグループワーク
令和4年1月20日	第9回成年後見制度利用促進基本計画 策定委員会ワーキンググループ	第6回奥州市成年後見 制度利用促進基本計画策 定委員会の資料について
1月24日	第6回成年後見制度利用促進基本計画 策定委員会	パブリック・コメント の結果について 計画（案）の決定につ いて

奥州市金ケ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査実施要領

1 目的

奥州市及び金ケ崎町の圏域（以下「本圏域」という。）における成年後見に関する現状を把握するとともに、成年後見に関する現場担当者への意識調査を行うことで、本圏域における成年後見制度の利用の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査期間

令和3年2月15日～令和3年3月12日

3 調査方法

郵送配付・郵送回収（自記式）

4 調査対象

本圏域の介護保険事業者（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター）、障害福祉サービス等事業者（共同生活援助、施設入所支援、指定相談支援事業所）及び医療機関（総合水沢病院・おとめがわ病院）

5 調査項目

- 問1 事業所名と種別
- 問2 利用者数
- 問3 成年後見人等の選任
- 問4 成年後見人等の種類と受任者
- 問5 今後の成年後見人等の選任が必要な利用者
- 問6 選任が必要と考えた理由
- 問7 成年後見制度における他機関との相談
- 問8 成年後見制度の現状認識
- 問9 権利擁護研修会
- 問10 成年後見制度の利用に関する期待

令和3年2月12日

奥州市金ヶ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査

問1 貴事業所名と種別についてお答え下さい。

貴事業所名			
(いずれか1つに○)			
1 介護老人福祉施設	2 介護老人保健施設	3 小規模多機能型居宅介護	
4 認知症対応型共同生活介護事業所	5 居宅介護支援事業所	6 地域包括支援センター	
7 共同生活援助	8 施設入所支援	9 指定相談支援事業所	10 養護老人ホーム
11 精神科病棟	12 その他 ()		

問2 貴事業所の利用者数（登録者・契約者数）をお答え下さい。

_____名（うち奥州市金ヶ崎町圏域に住所を有する人数_____名）

問3 成年後見人等を選任している利用者はいますか。（いずれか1つに○）

1 いる

（内訳）後見人_____名 保佐人_____名 補助人_____名

（各類型で該当する利用者がいない場合は「0」を記入。） ⇒ 問4へ進む

2 いない

⇒ 問5へ進む

【問3で選任している利用者があるとした方のみ回答】

問4 成年後見人等を選任している利用者の類型と人数をお答え下さい。

※後見人が複数の場合はその人数を、各類型で該当する利用者がいない場合は「0」を記入。

類型	関係	後見人	保佐人	補助人
親族後見	①子	人	人	人
	②親	人	人	人
	③兄弟姉妹	人	人	人
	④配偶者	人	人	人
	⑤その他	人	人	人
		具体的に記入してください	具体的に記入してください	具体的に記入してください
第三者後見	⑥弁護士	人	人	人
	⑦司法書士	人	人	人
	⑧社会福祉士	人	人	人
	⑨その他	人	人	人
	例) 社会保険労務士 行政書士 社会福祉協議会	具体的に記入してください	具体的に記入してください	具体的に記入してください

【問3で選任している利用者がいないとした方のみ回答】

問5 今後、成年後見人等の選任が必要と考えられる利用者はいますか。（いずれか1つに○）

1 いる

付問1 後見人等の選任に必要な利用者数をお答え下さい。

_____名（うち奥州市金ケ崎町圏域に住所を有する人数_____名）

付問2 そのうちすぐにでも後見人等の選任に必要な利用者数をお答え下さい。

_____名（うち奥州市金ケ崎町圏域に住所を有する人数_____名）

⇒ 問6へ進む

2 いない

⇒ 問7へ進む

【問5で選任が必要と考えた方のみ回答】

問6 成年後見制度が必要と考えた理由をお答え下さい。

（一人に複数の理由がある場合はあてはまるもの全てに○をし、人数を記入。以下同じ。）

1 親族が利用者を支援できないため _____人

付問1 親族が利用者を支援できない理由についてお答え下さい。

（1）親族による財産管理に問題があった _____人

（2）親族の判断能力に問題が生じた _____人

（3）親族の加齢 _____人

（4）親族の不在 _____人

（5）その他 _____人

（ _____人 ）

2 本人でなければ手続きできない契約事項があるため _____人

付問2 本人でなければ手続きできない契約事項についてお答え下さい。

（1）預貯金の払い戻し _____人

（2）施設入所・サービス利用等の契約 _____人

（3）不動産売買 _____人

（4）賃貸借契約の締結・解除 _____人

（5）遺産分割 _____人

（6）その他 _____人

（ _____人 ）

3 その他 _____人（ _____人 ）

【問5で選任が必要と考えていない方のみ回答】

問7 貴事業所では今までに成年後見制度のことで他機関へ相談したことはありますか。（1つに○）

1 相談したことがある （⇒付問1～3もお答えください。）

付問1 相談した場所をお答え下さい。（あてはまるもの全てに○）

（1）弁護士 （2）司法書士

（3）裁判所 （4）市町村

（5）地域包括支援センター （6）指定相談支援事業所（障がい）

（7）権利擁護あんしんセンター （8）その他（ _____ ）

付問2 相談内容をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

- (1) 制度の内容について
- (2) 申立ての方法について
- (3) 財産管理について
- (4) 首長申立てについて
- (5) その他 ()

付問3 相談した問題は解決できましたか。解決できなかった場合は理由をお答え下さい。

- (1) 解決できた
- (2) 解決できなかった ()
- (3) 解決できた時と解決できなかったときがある

2 相談したことがない

付問4 相談しなかった理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

- (1) 相談の必要な利用者がいなかったから
- (2) 相談をせずに解決できそうだったから
- (3) 相談先がわからなかったから
- (4) 相談をしにくかったから ()
- (5) その他 ()

問8 成年後見制度は利用しやすい環境になっていると思いますか。(いずれか1つに○)

1 そう思う

付問1 そう思う理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

- (1) 成年後見制度について周知されている
- (2) 相談窓口について周知されている
- (3) 経済的困難でも支援してくれる制度がある
- (4) 相談できる関係機関のネットワークがある
- (5) その他 ()

2 そう思わない

付問2 そう思わない理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

- (1) 成年後見制度を知る機会が少ない
- (2) 申し立て手続きが複雑である
- (3) 経済的困難な人への経費支援が不十分
- (4) 裁判所を利用するのに不慣れ
- (5) 法律専門家(弁護士、司法書士など)との関わりに不慣れ
- (6) 相談先がわからない
- (7) その他 ()

3 どちらでもない

問9 権利擁護に関連した研修会で希望するものをお答え下さい。（あてはまるもの全てに○）

- (1) 成年後見制度と手続きについて
- (2) 虐待防止法について（高齢・障がい・児童）
- (3) 消費者被害の現状と防止について
- (4) 日常生活自立支援事業について
- (5) その他（ ）

問10 成年後見制度や権利擁護に関してお気づきの点がありましたら何でもお書き下さい。

This image shows a completely blank white rectangular area enclosed within a thin black border. There are no markings, text, or illustrations present on the page.

ご協力ありがとうございました。返信用封筒に入れて3月12日（金）までにご投函下さい。

奥州市金ヶ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査の結果

ニーズ調査期間 令和3年2月12日～3月12日

ニーズ対象事業所 全150事業所 本圏域の介護保険事業者及び障害福祉サービス等事業者

・介護保険事業者(以下「高齢者」という。):119事業所

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター

・障害福祉サービス等事業者(以下「障がい」という。):31事業所

共同生活援助、施設入所支援、指定相談支援事業所及び医療機関
(総合水沢病院・おとめがわ病院)

回答事業所の内訳

	事業所種別	調査対象 事業所数	回答数	対象事業所 種別の回答率	全回答数に対 する回答率
高 齢 者	1 介護老人福祉施設	27	26	96.30%	20.50%
	2 介護老人保健施設	7	6	85.70%	4.70%
	3 小規模多機能型居宅介護	8	6	75.00%	4.70%
	4 認知症対応型共同生活介護事業所	22	18	81.80%	14.20%
	5 居宅介護支援事業所	43	38	88.40%	29.90%
	6 地域包括支援センター	10	9	90.00%	7.10%
	10 養護老人ホーム	2	2	100.00%	1.60%
	小 計	119	105	82.70%	82.70%
障 が い	7 共同生活援助	9	8	88.90%	6.30%
	8 施設入所支援	5	4	80.00%	3.10%
	9 指定相談支援事業所	15	9	60.00%	7.10%
	11 精神科病棟	0	0	0%	0.00%
	12 その他(医療機関)	2	1	50.00%	0.80%
	小 計	31	22	17.30%	17.30%
合 計		150	127	84.70%	100.00%

問3 成年後見人等を選任している利用者はいますか。(いずれか1つに○)

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
1 いる	41	32.3%	28	68.3%	13	31.7%
2 いない	86	67.7%	77	89.5%	9	10.5%
合計	127		105	82.7%	22	17.3%

※高齢者及び障がい者の割合は、全体に対する割合（以下同じ。）

・「1 いる」と回答した事業所の後見類型別の人数

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
後見人	59	74.7%	36	61.0%	23	39.0%
保佐人	15	19.0%	8	53.3%	7	46.7%
補助人	5	6.3%	3	60.0%	2	40.0%
合計	79	100.0%	47	59.5%	32	40.5%

【問3で選任している利用者がいるとした方のみ回答】

問4 成年後見人等を選任している利用者の類型と人数をお答え下さい。

類型	関係	後見人				保佐人				補助人			
		全体		うち高齢者		うち障がい者		全体		うち高齢者		うち障がい者	
		人数(人)	割合	人数(人)	人数(人)	人数(人)	割合	人数(人)	人数(人)	人数(人)	割合	人数(人)	人数(人)
親族後見	①子	7	11.9%	7	0	1	6.3%	1	0	0	0	0	0
	②親	0	0.0%	0	0	1	6.3%	0	1	0	0.0%	0	0
	③兄弟姉妹	5	8.5%	1	4	2	12.5%	0	2	1	20.0%	1	0
	④配偶者	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0
	⑤その他	9	15.3%	3	6	2	12.5%	0	2	0	0.0%	0	0
		甥2、姪2、子の配偶者1、いとこ3、弟の嫁1		甥1、姪1、子の配偶者1		甥1、姪1、いとこ3、弟の嫁1		叔父1、いとこ1		叔父1、いとこ1			
第三者後見	⑥弁護士	14	23.7%	12	2	2	12.5%	1	1	2	40.0%	2	0
	⑦司法書士	9	15.3%	8	1	5	31.3%	4	1	0	0.0%	0	0
	⑧社会福祉士	5	8.5%	3	2	2	12.5%	2	0	0	0.0%	0	0
	⑨その他	10	16.9%	2	8	1	6.3%	1	0	2	40.0%	0	2
	例) 社会保険労務士、行政書士、社会福祉協議会	社会福祉協議会7、コスエス会(法人後見)1、知人1、記載なし1		社会福祉協議会1、知人1		社会福祉協議会6、コスエス会(法人後見)1、記載なし1		社会福祉協議会1		社会福祉協議会1		行政書士2	
												行政書士2	
合計		59	100.0%	36	23	16	100.0%	9	7	5	100.0%	3	2

※保佐人で1人に対して2人の受任があるのため、計数は一致しない。

親族後見人の合計 28人 (35%)

第三者後見人の合計 52人 (62%)

合計 80人 (100%)

【問3で選任している利用者がいないとした方のみ回答】

問5 今後、成年後見人等の選任が必要と考えられる利用者はいますか。

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
1 いる	31	36.0%	25	80.6%	6	19.4%
2 いない	55	64.0%	52	94.5%	3	5.5%
合計	86		77	89.5%	9	10.5%

- ・「1 いる」と回答した場合
- ・付問1 後見人等の選任に必要な利用者数をお答え下さい。
- ・付問2 そのうちすぐにでも後見人等の選任に必要な利用者数をお答え下さい。

付問1及び付問2について、いずれもうち奥州市金ケ崎町圏域に住所を有する人数もお答え下さい。

	付問1		付問2	
	選任が必要な人数 A	うち圏域内に住所を有する人数	Aのうちすぐにでも後見人が必要な人数	うち圏域内に住所を有する人数
全体	75	64	18	13
うち高齢者	64	59	14	12
うち障がい者	11	5	4	1

【問5で選任が必要と考えた方のみ回答】

問6 成年後見制度が必要と考えた理由をお答え下さい。

(一人に複数の理由がある場合はあてはまるもの全てに○をし、人数を記入。以下同じ。)

1 親族が利用者を支援できないためとされる人数

全体	うち高齢者		うち障がい者	
人数	人数	割合	人数	割合
53	44	83.0%	9	17.0%

- ・付問1 親族が利用者を支援できない理由についてお答え下さい。

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1) 親族による財産管理に問題があった	3	5.4%	2	66.7%	1	33.3%
(2) 親族の判断能力に問題が生じた	8	14.3%	7	87.5%	1	12.5%
(3) 親族の加齢	22	39.3%	21	95.5%	1	4.5%
(4) 親族の不在	14	25.0%	9	64.3%	5	35.7%
(5) その他	9	16.1%	8	88.9%	1	11.1%
合計	56	100.0%	47	83.9%	9	16.1%

(5) その他の理由 [高齢者] 親族間の不和2、親族が国外に居住1、親族の息子が施設に入所中1、障がい者:

理由なし1

2 本人でなければ手続きできない契約事項があるためとされる人数

全体	うち高齢者		うち障がい者	
人数	人数	割合	人数	割合
23	20	87.0%	3	13.0%

・付問2 本人でなければ手続きできない契約事項についてお答え下さい。

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(1) 預貯金の払い戻し	17	45.9%	14	82.4%	3	17.6%
(2) 施設入所・サービス利用等の契約	10	27.0%	10	100.0%	0	0.0%
(3) 不動産売買	4	10.8%	4	100.0%	0	0.0%
(4) 賃貸借契約の締結・解除	2	5.4%	2	100.0%	0	0.0%
(5) 遺産分割	4	10.8%	4	100.0%	0	0.0%
(6) その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	37	100.0%	34	91.9%	3	8.1%

【問5で選任が必要と考えていない方のみ回答】

問7 貴では今までに成年後見制度のことで他機関へ相談したことはありますか。(1つに○)

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
1 相談したことがある	16	29.1%	15	93.8%	1	6.3%
2 相談したことがない	39	70.9%	37	94.9%	2	5.1%
合計	55	100.0%	52		3	

1 相談したことがある (⇒付問1～3もお答えください。)

・付問1 相談した場所をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
(1) 弁護士	2	8.7%	2	100.0%	0	0.0%
(2) 司法書士	1	4.3%	1	100.0%	0	0.0%
(3) 裁判所	2	8.7%	1	50.0%	1	50.0%
(4) 市町村	3	13.0%	3	100.0%	0	0.0%
(5) 地域包括支援センター	6	26.1%	6	100.0%	0	0.0%
(6) 指定相談支援事業所(障がい)	1	4.3%	1	100.0%	0	0.0%
(7) 権利擁護あんしんセンター	4	17.4%	4	100.0%	0	0.0%
(8) その他	4	17.4%	4	100.0%	0	0.0%
	23	100.0%	22	95.7%	1	4.3%

(8) その他 [高齢者] 社会福祉協議会3、親族が司法書士に相談1

・付問２ 相談内容をお答え下さい。（あてはまるもの全てに○）

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
(1) 制度の内容について	7	24.1%	7	100.0%	0	0.0%
(2) 申立ての方法について	7	24.1%	6	85.7%	1	14.3%
(3) 財産管理について	9	31.0%	9	100.0%	0	0.0%
(4) 首長申立てについて	4	13.8%	4	100.0%	0	0.0%
(5) その他	2	6.9%	2	100.0%	0	0.0%
	29	100.0%	28	96.6%	1	3.4%

(5) その他 〔高齢者〕：介護者である姉妹の仲が悪く妹が相談1、記載なし1

・付問３ 相談した問題は解決できましたか。解決できなかった場合は理由をお答え下さい。

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
(1) 解決できた	13	81.3%	12	92.3%	1	7.7%
(2) 解決できなかった	1	6.3%	1	100.0%	0	0.0%
(3) 解決できた時と解決できなかったときがある	2	12.5%	2	100.0%	0	0.0%
	16	100.0%	15	93.8%	1	6.3%

(2) の理由 〔高齢者〕：社協から認知症が無いとの返答があった1

2 相談したことがない

・付問４ 相談しなかった理由をお答え下さい。（あてはまるもの全てに○）

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
(1) 相談の必要な利用者がいなかったから	35	85.4%	33	94.3%	2	5.7%
(2) 相談をせずに解決できそうだったから	4	9.8%	4	100.0%	0	0.0%
(3) 相談先がわからなかったから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(4) 相談をしにくかったから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(5) その他	2	4.9%	2	100.0%	0	0.0%
	41	100.0%	39	95.1%	2	4.9%

(5) その他 〔高齢者〕：家族が手続きを中断したから1、遠い親戚の方が相談し決めてきた1

問８ 成年後見制度は利用しやすい環境になっていると思いますか。（いずれか１つに○）

	全体	うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	事業所数	割合	事業所数	割合
1 そう思う	30	25	83.3%	5	16.7%
2 そう思わない	83	71	85.5%	12	14.5%
3 どちらでもない	14	9	64.3%	5	35.7%

1 そう思う ・付問1 そう思う理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
(1) 成年後見制度について周知されている	15	31.3%	13	86.7%	2	13.3%
(2) 相談窓口について周知されている	15	31.3%	13	86.7%	2	13.3%
(3) 経済的困難でも支援してくれる制度がある	5	10.4%	5	100.0%	0	0.0%
(4) 相談できる関係機関のネットワークがある	11	22.9%	9	81.8%	2	18.2%
(5) その他	2	4.2%	1	50.0%	1	50.0%
	48	100.0%	41	85.4%	7	14.6%

(5) その他 「高齢者」当法人に弁護士専属契約があることと包括支援センターを受託していること1。

「障がい者」成年後見制度を知っている職員がいるため必要な場合は利用することになると考えられるため1。

2 そう思わない ・付問2 そう思わない理由をお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
(1) 成年後見制度を知る機会が少ない	39	15.7%	36	92.3%	3	7.7%
(2) 申し立て手続きが複雑である	59	23.7%	51	86.4%	8	13.6%
(3) 経済的困難な人への経費支援が不十分	32	12.9%	25	78.1%	7	21.9%
(4) 裁判所を利用するのに不慣れ	45	18.1%	40	88.9%	5	11.1%
(5) 法律専門家との関わりに不慣れ(弁護士など)	43	17.3%	42	97.7%	1	2.3%
(6) 相談先がわからない	18	7.2%	18	100.0%	0	0.0%
(7) その他	13	5.2%	10	76.9%	3	23.1%
	249	100.0%	222	89.2%	27	10.8%

(7) その他

「高齢者」・相談しても解決の糸口が見出せない。・必要と思われる利用者がほとんどいない。・死後の事(手続き等)が切り離されるため。・補助や保佐類型の利用が難しく、後見相当でないとして手続きが進まない。・成年後任人の不足。・市長申立てのハードルが高い。・お金がかかる。容易に使えるものではない。・医師の理解が足りない。・後見人等マンパワー不足。・家族や親族への説明と理解に時間がかかる。

「障がい者」・それぞれの言葉自体が難しく、障害を抱える人にとっては聞き取りにくさがあるように感じる。・対象者本人が制度利用に納得しないため制度利用が進まなかったり申立て後に覆されるケースがあるため。・親族申立ての際、支援が必要である。

問9 権利擁護に関連した研修会で希望するものをお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

	全体		うち高齢者		うち障がい者	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
(1) 成年後見制度と手続きについて	110	45.3%	92	83.6%	18	16.4%
(2) 虐待防止法について(高齢・障がい・児童)	47	19.3%	40	85.1%	7	14.9%
(3) 消費者被害の現状と防止について	28	11.5%	24	85.7%	4	14.3%
(4) 日常生活自立支援事業について	53	21.8%	42	79.2%	11	20.8%
(5) その他	5	2.1%	3	60.0%	2	40.0%
	243	100.0%	201	82.7%	42	17.3%

(5) その他 「高齢者」・現状や事例(発見から対応まで)があるとイメージしやすい。・一般の方でもわかりやすい説明会。・回答無し。

「障がい者」・障がいの方が利用している実例。・親族や当事者を対象とする研修会。

問10 成年後見制度や権利擁護についてお気づきの点がありましたらなんでもお書きください。

1 親族の協力状況

43	介護	・経費が安く利用しやすい制度の普及。・当事者の親族が高齢で頼れず子どももいない方について、身元保証、入退院の支援にとっても困った。NPO法人もあるが金銭面が心配。
46	介護	家族関係が希薄になってきており親族の申立てが難しいケースもみられはじめています。行政と連携して市町村申立てがスムーズにいく体制もできているようですが関係者への周知がまだ不十分で動き出せない相談業務の方もいるのかなと思います。
57	介護	近くに親族がいない独居高齢者の場合に制度の活用のタイミングや具体的な手続きを誰が進めていくのか。介護保険サービスなどを使い、日常生活に支障が無いときどんな時に手続きを考えたらいいのか迷う。
108	介護	今後成年後見制度を利用した方が良いと思われる方が2名いる。理由は1名は家族が体調不良で入院が長引いており支援する親族が不在になりそうのため。もう1名は親族が国内に居ないので緊急時の対応が難しいため。
144	障がい	・後見人が司法書士であり費用がかかる。・親が財産侵害するため、叔父が後見人になったが、親からお金の要求が頻繁にあり苦勞している。

2-1 制度の問題

2	介護	パンフレット等はやさしい内容で書かれているが、実際には手続きが複雑だったり、経費が掛かりすぎるという話を聞きます。実際の事例など紹介してほしいです。
6	介護	・親族が後見制度を進めるにも手続きが複雑かつ時間がかかり難しい。もっと手続きの支援があれば良いと思う。・虐待やその他さまざまな事で支援者側が必要と感じても判断の難しい本人と親族を説得することが難しく包括を含む行政も首長申立てには積極的ではない。・親族が後見出来ない際の第三者後見の費用が払えないことが多い。
15	介護	認知症高齢者の人数が増えてきていますが、成年後見制度を利用すべき人にいきわたってない気がします。
31	介護	お金に関することなので尚更デリケートな部分であり、本人が納得できるかあると思うし、納得できたとしても手続きなど煩雑で対象者にはかなりの負担だと思う。また、金銭的に余裕があるのならいいだろうが、そうでない方はもっと支援機関に限られる。それは今後さらに増えていくと思うので、制度についてもっと関係機関との連携が求められるのではないのでしょうか。
33	介護	手続きに時間がかかるため相談するのに消極的になりがち。研修会などしていきたいと思います。
37	介護	制度の手続きが難しく説明する側もされる側もわかりやすく利用できるよう整備されたら利用したいと思う人が増えるのではないかと思います。
43 (再掲)	介護	・経費が安く利用しやすい制度の普及。・当事者の親族が高齢で頼れず子どももいない方について、身元保証、入退院の支援にとっても困った。NPO法人もあるが金銭面が心配。

46 (再掲)	介護	家族関係が希薄になってきており親族の申立てが難しいケースもみられはじめています。行政と連携して市町村申立てがスムーズにいく体制もできているようですが関係者への周知がまだ不十分で動き出せない相談業務の方もいるのかなと思います。
56	介護	居宅として情報提供を行うが実際手続きや申請にいたっていないケースが多い。・在宅訪問して相談ができる。・申請後の診断までが大変。
61	介護	・家族は希望したが医師に「不必要」と話され中断した事例があった。・成年後見人及び権利擁護についての研修へ参加させていただいたことが数回ありますが成り手が少なく民間に委託を…という話を何度か聞いておりました。現状には変化があるのでしょうか？
64	介護	①認知症が無いため制度が利用できない人に対し何かしらの支援策があるといいと思います。認知症がないために日常生活自立支援事業も利用できず困難したケースがありました。②お金がない利用者の支援が今後の問題になってくるのではないのでしょうか？独居や身寄りが無い、歩けなくて支払に行けない等。国は「住みなれたところで亡くなるまで生活」と言っているが貧困の高齢者多い問題にフォーカスして早急に支援策を考えていかなければならない。2040年に向け遅すぎるかもしれないが。③生活保護受給者だから保護係が身元引き受けしてくれるから成年後見は不要じゃないかと言われ申請できないケースもありました。相談窓口の職員によって結果が異なる印象があります。④各地域の包括支援センター職員の底上げが必要と思われる。相談しても解決に至らず病院に入院させて終了になる事例が多すぎる。その他は施設入所。もっと地域に目を向け情報収集ツールを作り重症化する前から支援してほしい。
65	介護	支援する人や困っている人だけでなく、一般市民の皆様が勉強する周知する機会を持つべきだと思います。年に1度でも定期説明会を受けたいと思います。(現状・課題とかも含め)
69	介護	施設入所者の場合、施設長は後見人になれないなど制約も多く使いづらいと感じる。
92	介護	成年後見制度を利用している方は現在数ゼロであるが地域で家族等親族の支援が受けることができない方が増加しているので、権利擁護研修会において制度等の周知をお願いしたい。
121	介護	まだ活用したことがありませんが、どなたからの感想も「手続きがめんどろ。できれば関わらない方がいい」とお聞きします。そう感じるのにはそれなりの理由があると思うので、見直しを図ったり、研修に取り入れて広く見聞を深める等で、どなたにとっても有効な制度になるといいのかなと思います。
144 (再掲)	障がい	・後見人が司法書士であり費用がかかる。・親が財産侵害するため、叔父が後見人になったが、親からお金の要求が頻繁にあり苦勞している。

2-2 周知不足や制度の難しさ

6 (再掲)	介護	・親族が後見制度を進めるにも手続きが複雑かつ時間がかかり難しい。もっと手続きの支援があれば良いと思う。・虐待やその他さまざまな事で支援者側が必要と感じても判断の難しい本人と親族を説得することが難しく包括を含む行政も首長申立てには積極的ではない。・親族が後見出来ない際の第三者後見の費用が払
-----------	----	--

		えないことが多い。
21	障がい	・制度の周知は進んできたと思うが関係者間で後見制度利用が必要と思っても本人が拒否して申立てが進まなかったり、申立て後に本人面談で意思を覆すケースもみられる。本人の意思を尊重しつつ、本制度が本人に必要な理由や、制度利用のメリット、デメリット等を関係者が本人に丁寧に根気強く説明し、理解納得してもらえるように。 ・高齢、障がい者等、様々に後見制度の相談先があるが、ケースによっては法的な問題が絡んでいることも多く、弁護士、司法書士等に直接聞きたい場合もある。後見相談、手続きにおいてワンストップ窓口があると相談する側において大変便利だと感じる。
56 (再掲)	介護	居宅として情報提供を行うが実際手続きや申請にいたっていないケースが多い。・在宅訪問して相談ができる。・申請後の診断までが大変。
106	介護	成年後見を利用しようとした方が本人の理解が充分理解できなかった等の理由から制度利用出来ず入所後かなり困った事がありました。まったく判断能力が無い方ではないので手続きの時の話し方などもう少し工夫してもらえなかったのかなと思ってしまいます。(その場に居たわけではないし出来ればではありますが)

3-1 研修による制度理解

33 (再掲)	介護	手続きに時間がかかるため相談するのに消極的になりがち。研修会などしていきたいと思った。
44	介護	成年後見制度を利用している人がおりますが、どこ迄相談等を行えばよいか迷っています。成年後見制度について、学ぶ機会があればと感じております。
47	介護	・成年後見制度が必要な方が相談しやすくなるといいと感じております。・手順などの研修があればいいと思っております。
57 (再掲)	介護	近くに親族がいない独居高齢者の場合に制度の活用のタイミングや具体的な手続きを誰が進めていくのか。介護保険サービスなどを使い、日常生活に支障が無いときどんな時に手続きを考えたらいいいのか迷う。
101	介護	何度か研修を受けたことがあるが、制度の仕組みを理解できるまで時間がかかったり、次の研修まで忘れていたりすることがあるので、研修は何度あってもいいと思います。成年後見制度の利用が必要と思われる利用者さんに制度を紹介することはできるが、利用の詳しい説明は、専門の方に引き渡したいし、利用の必要性も一緒に説明していただくと助かります。そのような部分での連携という事は、ますます必要なことと思われます。
120	介護	身寄りのない利用者の面倒を甥や姪の方がみており、本人達も高齢で自分の事で精一杯だとの相談があり、市の相談窓口を紹介したことがあります。このような状況の方が増えております。その中で私達も成年後見制度や権利擁護等について学び、利用者様、ご家族の悩み事やその先の手続きの紹介が出来たらと思います。リモート研修等、学ぶ機会がありましたら是非参加したいと思います。
127	障がい	成年後見人制度は周知されてきておりますが、もっと研修会等開催していただければ有難いです。障がい、高齢者と身寄りが無い方が想定され、また判断能力に困る方々のために後見人制度や権利擁護の講習会があればと感じます。

150	介護	問9に関連しますが、裁判所が考える成年後見制度利用促進と手続きについて話を聞きたいと思います。福祉分野による成年後見人制度利用促進の研修等はありませんが、福祉分野と裁判所で見解が分かれているように感じます。
⑤	介護	制度の内容はある程度理解はしているつもりです。・実例で「困った事で時間がかかってしまった」とかの実例があると助かります。Q&Aみたいなものとか。・当事業所ではあまりこの様な事業に触れることが無いのでよろしく願いいたします。

3-2 相談窓口の体制整備

(1) 窓口体制

6 (再掲)	介護	・親族が後見制度を進めるにも手続きが複雑かつ時間がかかり難しい。もっと手続きの支援があれば良いと思う。・虐待やその他さまざまな事で支援者側が必要と感じても判断の難しい本人と親族を説得することが難しく包括を含む行政も首長申立てには積極的ではない。・親族が後見出来ない際の第三者後見の費用が払えないことが多い。
21 (再掲)	障がい	・制度の周知は進んできたと思うが関係者間で後見制度利用が必要と思っても本人が拒否して申立てが進まなかったり、申立て後に本人面談で意思を覆すケースもみられる。本人の意思を尊重しつつ、本制度が本人に必要な理由や、制度利用のメリット、デメリット等を関係者が本人に丁寧に根気強く説明し、理解納得してもらえるように。 ・高齢、障がい者等、様々に後見制度の相談先があるが、ケースによっては法的な問題が絡んでいることも多く、弁護士、司法書士等に直接聞きたい場合もある。後見相談、手続きにおいてワンストップ窓口があると相談する側において大変便利だと感じる。
47 (再掲)	介護	・成年後見制度が必要な方が相談しやすくなるといいと感じております。・手順などの研修があればいいと思っております。
101 (再掲)	介護	何度か研修を受けたことがあるが、制度の仕組みを理解できるまで時間がかかったり、次の研修まで忘れていたりすることがあるので、研修は何度あってもいいと思います。成年後見制度の利用が必要と思われる利用者さんに制度を紹介することはできるが、利用の詳しい説明は、専門の方に引き渡したいし、利用の必要性も一緒に説明していただくと助かります。そのような部分での連携という事は、ますます必要なことと思われます。

(2) 連携

31 (再掲)	介護	お金に関することなので尚更デリケートな部分であり、本人が納得できるかあると思うし、納得できたとしても手続きなど煩雑で対象者にはかなりの負担だと思う。また、金銭的に余裕があるのならいいだろうが、そうでない方はもっと支援機関に限られる。それは今後さらに増えていくと思うので、制度についてもっと関係機関との連携が求められるのではないのでしょうか。
44 (再掲)	介護	成年後見制度を利用している人がおりますが、どこ迄相談等を行えばよいか迷っています。成年後見制度について、学ぶ機会があればと感じております。

68	介護	一人暮らし、認知症高齢者等、協力体制が不十分で何らかの支援を必要とする状況となっても成年後見制度をスムーズに活用できるまでの制度についての理解が出来ていない現状です。成年後見制度が周知できるネットワークの構築が必要と思われます。
----	----	--

(3)行政に求めるもの

2 (再掲)	介護	パンフレット等はやさしい内容で書かれているが、実際には手続きが複雑だったり、経費が掛かりすぎるという話を聞きます。実際の事例など紹介してほしいです。
43 (再掲)	介護	・経費が安く利用しやすい制度の普及。・当事者の親族が高齢で頼れず子どももいない方について、身元保証、入退院の支援にとっても困った。NPO法人もあるが金銭面が心配。

(4)資質向上

6 (再掲)	介護	・親族が後見制度を進めるにも手続きが複雑かつ時間がかかり難しい。もっと手続きの支援があれば良いと思う。・虐待やその他さまざまな事で支援者側が必要と感じても判断の難しい本人と親族を説得することが難しく包括を含む行政も首長申立てには積極的ではない。・親族が後見出来ない際の第三者後見の費用が払えないことが多い。
64 (再掲)	介護	①認知症が無いため制度が利用できない人に対し何かしらの支援策があるといいと思います。認知症がないために日常生活自立支援事業も利用できず困難したケースがありました。②お金がない利用者の支援が今後の問題になってくるのではないのでしょうか？独居や身寄りが無い、歩けなくて支払に行けない等。国は「住みなれたところで亡くなるまで生活」と言っているが貧困の高齢者多い問題にフォーカスして早急に支援策を考えていかなければならない。2040年に向け遅すぎるかもしれないが。③生活保護受給者だから保護係が身元引き受けしてくれるから成年後見は不要じゃないかと言われ申請できないケースもありました。相談窓口の職員によって結果が異なる印象があります。④各地域の包括支援センター職員の底上げが必要と思われる。相談しても解決に至らず病院に入院させて終了になる事例が多すぎる。その他は施設入所。もっと地域に目を向け情報収集ツールを作り重症化する前から支援してほしい。

4 制度を越えた課題

35	介護	判断能力がある利用者が独居生活が難しくなって有料等の施設申込みを検討したが、血族関係疎遠、親族とも不和であり、また夫の親戚は晩年からの付き合いで関係が希薄で協力が得られない。判断能力があるので成年後見というわけにいかず、保証人なしでの申込みは施設側から難色を示され対応に苦慮している。
64 (再掲)	介護	①認知症が無いため制度が利用できない人に対し何かしらの支援策があるといいと思います。認知症がないために日常生活自立支援事業も利用できず困難したケースがありました。②お金がない利用者の支援が今後の問題になってくるのではないのでしょうか？独居や身寄りが無い、歩けなくて支払に行けない等。国は「住みなれたところで亡くなるまで生活」と言っているが貧困の高齢者多い問題にフォーカスして早急に支援策を考えていかなければならない。2040年に向け遅すぎるかもしれないが。③生活保護受給者だから保護係が身元引き受けしてくれるか

		ら成年後見は不要じゃないかと言われ申請できないケースもありました。相談窓口の職員によって結果が異なる印象があります。④各地域の包括支援センター職員の底上げが必要と思われる。相談しても解決に至らず病院に入院させて終了になる事例が多すぎる。その他は施設入所。もっと地域に目を向け情報収集ツールを作り重症化する前から支援してほしい。
86	介護	本人死亡後の荷物等の処置について
126	障がい	申立自体が親族不在で出来ない方もおり市町村長申立てに該当する利用者也3名ほどいる。 また、多問題家族について、圏域にある市町村の事業所が複数関わっている家庭もあり、担当の利用者に後見人をつけても家族全体をフォローできるような体制が取れない場合がある。

奥州市金ケ崎町圏域成年後見に関するニーズ調査結果の分析について

1 回答率は、8割を超え、概ねの把握ができた。

奥州市及び金ケ崎町内の150事業所に対し調査を実施したところ、127事業所から回答があり、回答率は、84.7%となった。回答のあった事業所は、介護保険事業所が105事業所82.7%、障害福祉サービス等事業所が22事業所17.3%となった。施設は、介護保険事業所が多いため、高齢者を中心とした状況の把握となった。

2 利用者の多くが後見人であり、第三者が選任（問3・問4関係）

約3割の事業所に成年後見人等を選任している利用者がおり、その人数は、79人であった。類型別には、後見人が59人、保佐人15人、補助人5人となっている。

区分	調査時点	後見人	保佐人	補助人	任意後見
奥州市金ケ崎町	令和3年1月1日	74.7%	19.0%	6.3%	0%
全国	令和元年12月末日	76.6%	17.4%	4.9%	1.2%

親族による成年後見人等は28人と多くなく、第三者（法律職＋市民後見人等）による成年後見人等は52人と65%を占めている。具体的には弁護士が18人、司法書士が14人、社会福祉士が7人などとなっている。

区分	調査時点	親族	法律職	市民後見人等
奥州市金ケ崎町	令和3年1月	35.0%	48.8%	16.2%
全国	令和2年6月	21.8%	65.6%	12.6%

（二人の成年後見人等を選任している人がいるため、計数は、一致しない。）

3 今後の選任も第三者を中心に（問5・問6・問7関係）

今後、成年後見人等の選任が必要な利用者は、31事業所で75人（当圏域内は、64人）となっており、すぐにでも必要な利用者は、18人（当圏域内は、13人）となっている。成年後見制度が必要な理由としては、「(3)親族の加齢」により利用者を支援できないため（22人）や「(1)預金の払い戻し」で本人でなければ手続できない契約事項があるため（17人）などである。

なお、今後の成年後見人等の選任について（問5）、必要と考えてない事業所においては、6割の事業所で相談が必要な利用者がいない（[2いない]55件64.0%）が、過去に他機関への相談したことがある事業所（問7[1相談したことがある]16件29.1%）においては、地域包括支援センター、権利擁護あんしんセンターなど他機関へ相談を行うことで、ほとんどの問題が解決している。（問7付問3(1)解決できた13件81.3%）

4 成年後見制度の利用環境の評価は低い（問8関係）

成年後見制度の利用環境については、7割が否定的（2そう思わない83件65.4%）であり、申立ての手続きが複雑であること、裁判所の利用や法律専門家と関わりに不慣れであることなどをその理由として挙げている。

5 成年後見制度とその手続きの研修を希望（問9 関係）

今後の研修希望としては、成年後見制度と手続きの希望が最も多くあった。

6 自由記載にあった課題等について（問10 関係）

親族の協力状況、制度の問題、周知不足や制度の難しさ、研修による制度理解、相談窓口の体制整備などに課題等があるとの記載があった。

「1 親族の協力状況」

高齢などにより頼れる家族がいない、家族関係が希薄、独居で親族が遠い、費用を負担してくれる家族がいないなど。

「2-1 制度の問題」

手続きが複雑である、難しい、分かりにくい、時間がかかりすぎる、経費が安くないなど。

「2-2 周知不足や制度の難しさ」

制度が難しい、本人が十分理解できないなど。

「3-1 研修による制度理解」

実務で迷うこともあり学ぶ機会が必要、手順の研修が必要、手続きなどが分からない、理解するまでに時間がかかる、繰り返し研修したい、事例やQ&Aなどを知りたいなど。

「3-2 相談窓口の体制整備」

(1) 窓口体制

手続きの支援がほしい、高齢・障がいと様々な相談先があるが、ワンストップの窓口がほしい、専門的な説明をお願いしたいなど。

(2) 連携

関係機関との連携が求められる、協力体制が不十分であるためネットワーク構築が必要など。

(3) 行政に求めるもの

事例を知りたい、経費が安く利用しやすい制度を普及してほしいなど。

(4) 資質向上

本人に説得することが難しい支援に繋がらない、相談窓口の職員によって対応が異なるなど。

奥州市における日常生活自立支援事業及び成年後見制度の実施状況は、次のとおりです。

①日常生活自立支援事業

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	94	97	86	81人

②成年後見制度の利用者数（盛岡家庭裁判所管内）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見	98	88	92	92人
保 佐	16	16	23	27人
補 助	1	2	2	3人
任意後見	2	4	3	4人
合 計	117	110	120	126人

各年の12月末日時点の利用者数

③成年後見制度の相談及び市町村長申立て数

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数（障がい者）	把握無し	把握無し	把握無し	把握無し
相談件数（高齢者） ※延べ件数	35	61	30	61件
※実件数	13	28	21	20件
市町村長申立て数（障がい者）	0	1	3	0件
市町村長申立て数（高齢者）	0	3	5	4件

④成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申立て費用助成件数・金額（障がい者）	0 0	1 0	3 0	0件 0円
申立て費用助成件数・金額（高齢者）	0 0	3 22,222	1 13,294	1件 6,764円
報酬助成件数・金額（障がい者）	0 0	0 0	0 0	0件 0円
報酬助成件数・金額（高齢者）	1 260,000	0 0	1 240,000	1件 240,000円

⑤広報啓発

権利擁護、認知症をテーマとした講演会を開催した。（地域包括支援センター）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
テーマ	認知症 (若年性認知症) (地域支援体制)	権利擁護 (認知症の方の 意思決定支援) (成年後見制度)	認知症 (本人視点の取 り組み)	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
参加者数	300人	306人	201人	—

⑥市民後見人育成・選任状況

項目	令和元年度	令和2年度
市民後見人養成講座修了者数	13	16人

※令和元年度から養成を開始

⑦法人後見育成・活用状況（契約件数）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
後見	5	5	5	7件
保佐	2	3	3	3件
補助	1	1	1	1件

⑧法人後見運営委員会

学識経験者、法律関係者、医療・保健関係者、福祉関係者、行政関係者など12名以内の委員で組織し、年3回開催している。

⑨成年後見受任団体連絡会

地域包括支援センターが行う権利擁護業務の一環として、成年後見制度の利用促進の在り方について検討することを目的に平成26年度から年1回実施し、現状や課題を共有しながら意見交換を行うことで、関係者のネットワーク構築が進んだ。奥州市成年後見利用促進基本計画策定委員会の設置予定に伴い、令和2年度の開催は見送りとした。

奥州市における相談体制及びケース検討の取組は、次のとおりです。

⑩相談体制

ア 権利擁護あんしんセンター

権利擁護あんしんセンターは、成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象者となる者など権利擁護を必要とする者に対する一体的・総合的な支援を実施するための拠点であり、権利擁護相談員1名、成年後見支援員24名を配置している。成年後見支援員は、日常生活自立支援事業の生活支援員を兼務させることにより、成年後見制度と日常生活自立支援事業を一体的・総合的な支援体制を構築している。奥州市社会福祉協議会への委託事業であり、業務内容は、次のとおりである。

(ア) 権利擁護に関する相談対応及び利用支援

項目		令和元年度	令和2年度
新規相談	認知症	12	8件
	精神障害	7	3件
	知的障害	1	3件
	計	20	14件
継続利用 支 援	訪問・同行支援（成年後見支援員）	126	49 件
	訪問・同行支援（職員）	118	160 件
	関係機関への訪問	36	199 件
	電話・メール・文書	232	208 件
	来室相談	12	27 件
	支援調整会議・個別支援会議	22	9 件
	他機関・運営委員会	32	0 件
	その他	1	102 件
	計	579	754 件

(イ) 権利擁護に関する広報・啓発

市民後見人養成講座（8日間）

(ロ) その他業務推進に係る関係機関等との連携

法人後見運営委員会の開催（年3回開催）【⑧の再掲】

イ 奥州市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支える高齢者の総合相談窓口であり、令和2年度には、直営の基幹型地域包括支援センターのほか、市内を8圏域に分け、6か所は委託型地域包括支援セ

ンターとし、残り2か所は、直営により運営を行った。令和3年度には、市内8か所全ての圏域が委託型地域包括支援センターとなった。主な業務内容は次のとおりである。

- ・総合相談支援業務（総合相談、地域包括支援ネットワーク構築等）
- ・権利擁護業務（高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応等）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（ケアマネジャーへのサポート等）
- ・介護予防ケアマネジメント業務（要支援・事業対象者への支援、介護予防事業等）

【令和3年度の体制】

名称	担当地区
奥州市地域包括支援センター	市全域（市全体の統括）
地域包括支援センターみずさわ中央	水沢、佐倉河
地域包括支援センターみずさわ東	常盤、羽田
地域包括支援センターみずさわ南	南、真城、姉体、黒石
地域包括支援センターえさし中央	岩谷堂、米里、玉里、梁川、広瀬
地域包括支援センターえさし南	愛宕、田原、藤里、伊手、稲瀬
まえさわ地域包括支援センター	前沢全域
胆沢地域包括支援センター	胆沢全域
地域包括支援センターころもがわ	衣川全域

ウ 奥州市基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合に支援するための法律第77条の2第2項の規定に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、主な業務は次のとおりである。

- ・総合的・専門的な相談支援の実施（三障害等の一般相談、専門的な相談支援）
- ・地域の相談支援体制強化の取組（地域自立支援協議会の運営、専門的指導助言、人材育成の支援など）
- ・地域移行・地域定着の促進の取組（入所施設や精神科病院からの地域移行など）
- ・権利擁護・虐待の防止関連機関との連携

⑪ ケース検討

ア 地域ケア会議（地域包括支援センター開催）

レベル	会議名	概要
個別 （第1段階）	個別地域ケア会議	個別ケースの解決に向けた検討及び地域課題の発見・共有
日常生活圏域 （第2段階）	小地域ケア会議	日常生活圏域単位（5地域）での地域課題の発見・共有、ネットワーク構築及び地域づくりの検討
市	地域ケア推進会	高齢者支援に関わる機関の代表者による地域

(第3段階)	議	課題の共有、ネットワーク構築、地域づくり及び政策形成へ向けた検討
個別	自立支援型地域ケア会議	多職種が協働し個別ケースの支援内容を多角的な視点から検討し、自立支援に資するケアマネジメント力の向上、高齢者自身の自立支援の促進、生活の質の向上を目的とする。

イ 個別支援会議（福祉課障がい担当係出席）

レベル	会議名	概要
個別	個別支援会議	支援する関係者が集まって支援の方針やサービス内容を検討。随時開催

奥州市における成年後見制度利用支援及び権利擁護に係る例規は、次のとおりです。

⑫奥州市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成19年奥州市告示第9号）

⑬奥州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奥州市規則第325号）

（地域生活支援事業の実施）

第19条 法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 成年後見制度利用支援事業

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(6)～(11) （略）

2・3 （略）

⑭奥州市地域包括支援センター規則（平成18年奥州市規則第322号）

（事業）

第6条 包括センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号に規定する事業をいう。）

(5)～(8) （略）

2 （略）

⑮奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年奥州市条例第16号）

（基本方針）

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者（法第9条第1号及び第2号に規定する者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 （略）

⑯奥州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱（令和2年奥州市告示第295号）
（22頁に掲載）

用語解説

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

成年後見制度利用促進計画（国基本計画）

平成29年3月24日に、成年後見制度利用促進法に基づいて閣議決定された計画。基本計画にもとづいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

成年後見制度（法定後見制度）

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

成年後見等の開始要件	後見	保佐	補助
実質的要件（物事を判断する能力）	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であること	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であること

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す）を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

成年後見制度（任意後見制度）

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成

する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。